

トピックス

フェロシルト問題への対応

〔フェロシルト問題〕

平成17年6月～7月、県の認定リサイクル製品であった土壌埋め戻し材「フェロシルト」の施工現場で、土壌環境基準を超える重金属類（六価クロム等）が県の調査で検出されました。

生産者の石原産業㈱は、平成17年4月にフェロシルトの生産・販売を中止、6月には製品認定の取り下げ願いを提出し、フェロシルトを自主的に撤去することを県に報告していましたが、その後の県の調査で、フェロシルトが六価クロム等の汚染原因であること、及び石原産業㈱が虚偽の申請を行い、不正に認定を受けていたことが判明し、県は平成17年11月に石原産業㈱及び関係者を廃棄物処理法違反で刑事告発しました。

現在、各地に施工されたフェロシルトについては、石原産業㈱により撤去作業が行われており、県に提出された回収計画に基づき、早急な撤去を進めるよう指導しています。

こうした「フェロシルト問題」を受けて、県では、認定手続きにおける不正行為の再発防止とリサイクル製品の品質及び安全性の確保を図るため、リサイクル製品の認定制度の見直し検討を進め、平成18年3月23日、三重県リサイクル製品利用推進条例等を改正しました。（施行日：3月28日）

また、フェロシルト以外の既認定製品の安全性を再確認するため、平成17年11月～平成18年5月に、生産現場等の立入検査及び製品サンプルの採取・分析を行い、認定基準に適合していることを確認し、公表しました。